

「滋賀県児童虐待防止計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和6年(2024年)12月17日(火)から令和7年(2025年)1月16日(木)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県児童虐待防止計画(原案)」についての意見・情報の募集を行った結果、県民および団体等から合計12件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目		県民	団体等	市町
第1章 計画の策定について				
1	計画策定の趣旨			
2	計画の位置づけ			
3	計画の期間			
第2章 現状と課題				
1	本県の状況	4件		
2	国の動きや社会情勢の変化			
3	課題			
第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～		1件		
第4章 具体的な施策の推進				
1	妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化	1件		
2	児童虐待の早期発見・早期対応			
3	子どもの保護・ケア	2件		
4	親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化	1件		
5	子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援、関係機関との連携の強化	1件	1件	
第5章 計画の推進に向けて				
1	それぞれが果たす役割			
2	計画の推進体制			
3	点検評価・進捗管理・計画の見直し			
全体にかかるもの		1件		
計		11件	1件	0件
		計 12件		

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

別添のとおり

「滋賀県児童虐待防止計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

No.	頁	意見・情報の概要	県の考え方
第2章 現状と課題			
1. 本県の状況（2）社会的養護の状況			
1	7	「里親への委託の割合は増加傾向にあります」は、5年前より委託率が減少しており、目標値と比較しても正しい表現ではないように思います。とりわけ乳児の委託が特別養子縁組の場合を除き全く進んでいない現状があります。数字の問題ではなく優先順位の問題で、親が施設を希望しているという理由で家庭養護ではなく施設に措置されることが多くある一方でこどもや実親が里親を希望しても希望が通らない事例が、レアケースとは呼べない頻度で多発しています。数年前他県から転入して里親登録した際「施設がいっぱいの時に里親さんにお世話になります」と説明を受けて驚きましたが、乳児院始め施設の役割はいくらでもあり危機感は不要で、発想の転換が必要だと思います。虐待からこどもを守るために児相に付与されている一時保護や面会制限などの強権が、虐待とは無縁の、保護者の入院や死亡、経過観察などの場合に発動されることのないようお願いします。	養育環境の検討に当たっては、子どもや家庭の状況等を考慮する必要があり、里親等への委託率は年度によってばらつきがある中、令和2年度以降は増加傾向にあることから、原案のとおりとします。また、ご意見を踏まえ、引き続き、子どもの最善の利益の確保の観点のもと、子どもや家庭の状況に応じた養育環境が提供されるよう、市町や関係機関・団体等と連携し、取組を進めてまいります。
1. 本県の状況（3）今後の代替養育が必要となる子ども数の見込み			
2	11	代替養育を必要とする子どもの人数において、3歳未満は15人で推移しているが、0歳～2歳の人口は今後急減することから、15人より減る数字にならないか。	代替養育を必要とする子どもの人数の見込みについては、計画原案（本文・8、9ページ）に記載のとおり、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をもとに算出した年齢別人口に、令和6年4月1日現在の代替養育を受けている子どもの割合を乗じて算出しており、0歳～2歳については、原案のとおり15人で推移する見込みであることを確認しています。
3	11	警察面前DVの通告増だけでなく、他の相談件数は（身体、ネグレクト、性的）合わせるとほぼ同数で増えており、「たちまち代替養育を必要とするケースが増加しているものではないと考えられます」という表現は説明不足に感じる。	0～19歳人口が減少傾向にあることや市町における母子保健・子育て支援策の充実が図られていることも考えあわせた上で、たちまち代替養育を必要とする子ども数の増加につながる要因は見受けられないものとして考えており、原案のとおりとします。
4	12	里親委託率は3歳未満80%、学齢期以降55.7%と国基準より高い数値であるが、現状より約100人増の委託が可能か。既存未委託里親がおられるものの、新規の養育里親登録数÷委託数でもって算定しているように見えるが、施設に代わる養育者であるなら、専門里親数の指標もあわせて必要ではないか。	国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、3歳未満の里親等委託率75%以上、学齢期以降の委託率50%以上を実現することを目標として掲げられているところ。本県においても、できる限り家庭的な養育環境の確保に努めることにより、令和11年度において里親等への委託が必要と見込まれる子ども数を152人と推計し、全体に占める里親等委託率を61.3%とすることを見込んでおり、里親等のもとで暮らすことが最善と考えられる子どもが、里親等へ委託できるよう、養育里親の確保や支援等の取組を進めてまいりたいと考えています。また、より専門的な知識等を有する専門里親の育成は重要であると考えています。一方で、専門里親になるための研修や、その後2年ごとに更新研修の受講が必要となるなど里親の負担が小さくないこと、本県では、経験豊富な里親がいるファミリーホームにおいて、養育困難な子どもの養育を担っていただいている状況を踏まえ、指標としては設定せず、引き続き、専門里親数の推移をモニタリングしていくこととします。上記の考えのもと、ご意見を踏まえ、以下のとおり文章を追記します。 （追加文章 26ページ・18行目） ○ 虐待を受けた子どもや非行等の問題を抱える子どもなど、より専門的なケアを必要とする子どもの里親等委託が進むよう、里親やファミリーホームの職員の専門性の向上を図るほか、専門里親の育成に取り組めます。

「滋賀県児童虐待防止計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

No.	頁	意見・情報の概要	県の考え方
第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～			
5	20	目指す社会の2つ目、意見や思いの尊重、考慮といった言葉ではなく、「子どもの権利が尊重され、その最善の利益が保障される社会」と記載したほうがわかりやすい。	令和4年改正児童福祉法では、子どもの権利擁護に関して、意見聴取や意見表明支援等を行うとともに、その際に出された意見等は十分に勘案した上で、子どもの最善の利益を考慮して支援の方法等を検討することとされたところです。 本計画では、こうした法改正の趣旨を踏まえ、子どもの権利擁護・最善の利益の保障に向けた社会のあり方についての考えを記載したものであり、目指すところは同じものと考えられることから、原案のとおりとします。
第4章 具体的な施策の推進			
1. 妊娠前・妊娠期からの虐待予防、未然防止対策の強化 (2) 子どもへのプレコンセプションケアの推進			
6	21	性暴力は、性的同意に対する認知の歪みが原因の一つと言われます。 このため、性被害や性加害を生まないために、性教育が重要です。性教育でもっとも大事なことは、性的同意の権利（望まない性的接触を拒む権利）があるということです。 性教育として、健康な子供を産むためにはプレコンセプションも大事ですが、 <u>性暴力、望まない妊娠や中絶を避けるためには、性的合意を早期に教育すべきである</u> ことを検討してください。 <u>同様に、早い段階から継続的に、性的マイノリティ（多様性）についても教育すべきと考えます。</u>	これまでから、学校等において、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることを目指し、発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。 また、性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会の実現を目指して、学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた教育・啓発の実施に取り組んでいるところです。 ご意見を踏まえ、引き続き取組の推進に努めてまいります。
3. 子どもの保護・ケア (1) 里親委託等の推進および里親への包括的な支援			
7	26	家庭養育優先原則とは、里親・ファミリーホームへの委託であり、家庭的な施設ではないことを明記されている点は、国の方針、子どもの権利擁護の方向性として正しいと思います。 <u>滋賀県では、里親支援センターの受託を施設運営者がしています。このため、受託先は、里親委託を推進すれば、自分たちが運営する施設入所児童が減少するという利益相反の状況があります。すなわち、里親支援センターが、自分たちが運営する施設入所を優先すると、家庭養育優先原則に反することになってしまいます。滋賀県の里親委託が進まないのは、このような構造的な問題が関係していると思われる。</u> <u>したがって、そのような利益相反が起こる団体に里親支援センターを随意委託することを止めることを計画に盛り込むべきです。</u> 現状では、施設運営実績のある里親支援センターが、里親養成や普及を行うことはノウハウもあるので、いいですが、里親の適正を審査したり、 <u>子どもと里親をマッチングさせる機能を持たせることは、止めるべきだと思います（マッチングできなければ、施設入所者が増える）</u> 。少なくとも、里親たちと対等な関係性を構築するよう留意させるべきです。また、 <u>児相が、里親支援センターが運営している施設への入所措置を行う場合には、里親委託が困難な事情のある子どもに限定するような基準を設けるべきです。</u> 指標として、里親委託待機数、里親登録の更新をやめた理由、各児相・里親支援センター毎の里親委託率、里親支援センターを受託している施設に措置された子どもが、家庭養育優先原則に反していない事情、里親委託センターが行ったマッチング数と里親委託が成立しなかった理由、里親登録者から里親委託センターへの運営改善意見とその改善について検証すべきです。	平成28年改正児童福祉法において示された「家庭養育優先原則」を踏まえ、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するとともに、家庭における養育が困難、または適当でない場合は里親等への委託、さらに、より専門的なケア等を必要とする場合は、施設での養育といった役割分担のもと子どもの支援を行っているところです。 こうした役割分担を踏まえ、児童養護施設においては、入所機能だけでなく、相談対応や通所機能、在宅支援や里親支援機能を付加するなど、地域の子育て支援機関としての役割を果たす多機能化の取組が進められています。 また、里親登録にあたっての適性の審査については県で行っており、里親等への委託の決定に当たっては、子ども家庭相談センター（児童相談所）において、子どもや家庭の状況等を考慮しており、その過程で委託が困難な事情等について検証を行っています。 引き続き、上記の役割分担のもと、子どもの思いや家庭等の状況等を考慮し、里親等への委託を必要とする子どもが里親等のもとで暮らせるよう、里親への包括的な支援を行い、継続的に質の高い里親養育支援を進めてまいります。

「滋賀県児童虐待防止計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

No.	頁	意見・情報の概要	県の考え方
3. 子どもの保護・ケア（5）一時保護施設における子どものケア			
8	27	残念ながら、一部の一時保護所内の環境は、男女別処遇があいまいなところ、加害的な子どもと、被害的な子どもと一緒にいることもあります。そのような施設を利用することは、子どもにとって安全ではありません。早期に里親、施設や病院など安全を確保できるところで一時保護するようにすべきです。滋賀県内の一時保護所では、職員や子ども同士の不適切な接触が起きてきました。施設内の性暴力やハラスメントが起きないような対策をすべきです。特に、児相の長には、職員の適切な研修、採用、運用について責任を課すべきです。特に、夜間勤務者には、児童との接触に関する厳格な規則を課した上で、その厳格な運営を求めるべきです。また、防犯カメラを設置するなど安全対策すべきです。 国は、一時保護所、児童相談所に対する第三者審査を求めています。滋賀県でも、一時保護所、児童相談所が増加するとともに、子どもの意見の尊重のために、組織の変革が求められています。第三者による審査が不要なほどよい運営がされているとは思われません。 子どもの意見表明のためには、子どもアドボケイトが必要と考えます。子どもの声を聴くためには、信頼関係が必要であり、措置権限を有している行政職員が意見表明を支援することは困難であり、独立アドボケイトが必要であると、国もその養成プログラムを公表しています。若者審議会の子どもの権利擁護部会による子どもの声を定期的に聴くというのは、これまで1年か2年に1度であり、全ての子どもが意見を表明する機会が与えられていません。子どもの意見表明を支援するのであれば、少なくとも、司法審査を受ける一時保護の子どもには、養成された子どもアドボケイトに意見表明支援を受けることができる体制を検討するだけでなく、実施できるようにすべきです。 一時保護所において、性自認に沿った措置がされるようにしてください。	これまでから、一時保護施設に入所する子どもの安全確保のため、居室の個室化など必要な対応を行ってきているところです。引き続き、国の「一時保護ガイドライン」や令和6年度中に制定予定の「一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の内容も踏まえ、一時保護施設に入所する子どもが、安全、安心に生活できるよう取組を進めてまいります。 また、子どもの意見聴取にあたっては、児童養護施設等への定期的な訪問のほか、子どもからの求めに応じて声を聴く取組を行っているところです。 今後、社会的養護のもとで生活する子どもが、自分自身の考えや意見等をより表明しやすい体制や仕組みづくりについて検討を進めてまいります。
4. 親子関係の再構築支援、子どもの自立支援の強化（1）親子関係再構築支援の推進			
9	28	虐待された子どもも多くが家庭に戻ると思います。この場合、その過程で、加害申告された親が逮捕、勾留されることはやむを得ないと思います。 ただ、それが報道されると、加害申告された親だけではなく、兄弟、加害していない親も含めて、生活に多大な影響が出ます。ついては、重大性等によって例外があることはやむを得ないですが、報道機関に、氏名、住所を伝えないう（報道されないよう）配慮が必要だと思えます。	これまででも、ご意見にあるような事案が発生した場合、被害にあった子どもはもとより、当該家庭のプライバシー等に配慮した報道がなされるよう、子ども家庭相談センター（児童相談所）から警察等へ広報の仕方について申入れを行っており、引き続き、必要な対応を行ってまいります。
5. 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援、関係機関との連携強化（3）関係機関との連携強化			
10	31	関係機関との連携強化の部分に、「警察との積極的な連携」を加えて頂きたい。	計画原案（本文・32ページ）において「子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、警察との情報共有の徹底や連携の強化を図ります。」としており、引き続き、警察との積極的な連携に取り組んでまいります。ご意見を踏まえ、計画（概要版）に「警察との情報共有の徹底や連携の強化」を追記します。
11	31	適正な司法面接ないし司法面接プロトコルにより虐待調査を行うことが、必要です。	本県では、子ども家庭相談センター（児童相談所）や警察職員、検察職員など、司法面接に関わる職員を対象とした研修等が定期的に開催され、知識や技術等の資質向上が図られているところです。ご意見を参考に、引き続き、適正な実施が図られるよう努めてまいります。

「滋賀県児童虐待防止計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について

No.	頁	意見・情報の概要	県の考え方
12	-	「親の子育て教育」 ・先に教えない ・邪魔しない。 ・親の押し付け、偏見 ・尊重する（親自身が尊重 自分の時間大切にする） ・過干渉とはリスト（カスハラとはみたいなポスター政策） ・過保護（カスハラとはみたいなポスター政策） ・自分で考える力を付けさせる ・親が夢中になるようなことがあるか ・親の子どもに対する言葉掛け（ナルシストにならないようなポジティブ 褒める←褒めることができる親づくり） ・ダメなことは、なぜか浸透、諭す ・怒らない→叱る。 ・脳の体操 ●大人の発達障害でないか ・家系関連鎖ないか ・話せる人財作り ・親と子は別物ですよ。 ・親の分身じゃないですよ。 ・親は、私じゃないでしょ！ ・親はあなたは一体なんですか？ ・自分を認めてもらいたい症候群ではないですか？ 虐待防止。	(参考意見・情報として受付)